Clifford Chance

BRIEFING

日本人投資家の対バングラデシュ投資の保護強化



2026 年 11 月

2026 年 2 月 6 日、日本は、バングラデシュとの間で「経済上の連携に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定」（以下「EPA」といいます。）に署名しました。EPA 第 9 章は、特に投資及び投資保護について規定しています。EPA は 2027 年中に発効する見通しです。

発効に伴い、EPA は、1998 年 11 月 10 日に署名され、1999 年 8 月 25 日に発効した「投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定」（以下「BIT」といいます。）に自動的に取って代わります。EPA は、BIT を現代化した後継協定であり、投資家及び投資財産に対する保護を強化するとともに、より広範で包括的な定義を定めています。

EPA の締結により、特に二国間の貿易及び投資の拡大を通じて、両国の経済関係が一層強化されることが期待されています。EPA に基づき、日本は、バングラデシュの輸出市場の約 97%に相当するバングラデシュの 7,379 品目の関税を無税とし、バングラデシュは、日本の 1,039 品目の関税を無税とすることになります。現在、バングラデシュに対する日本の投資額は約 5 億米ドルに上ります。

さらに、2026 年 9 月 9 日には、香港で開催された「一帯一路サミット 2026」において、香港特別行政区もバングラデシュとの間で投資促進及び保護協定（以下「IPPA」といいます。）に署名しました。IPPA は、両当事者がそれぞれの法令に基づき批准してから 30 日後に発効します。IPPA の当初の有効期間は 10 年間ですが、その後は終了されない限り無期限に有効となります。また、両当事者は、3 年経過後にその条件を見直すことが認められています。

本稿では、EPA の規定及びそれらによって日本人投資家にどのような追加的な保護が提供されることになるかについて検討するとともに、香港との IPPA を含む、アジアにおけるバングラデシュのより広範な条約体制についても解説します。

主な論点：日本 - バングラデシュ間 EPA

1. 2026 年 2 月 6 日に署名された EPA は、BIT を現代化した改訂版であり、この種の国際協定と同様の保護措置が盛り込まれています。
2. EPA には、バングラデシュに投資する日本人投資家及び日本に投資するバングラデシュ人投資家に対する強固な保護が定められています。BIT に基づき保護される投資は、EPA の発効後も 15 年間にわたり引き続き保護されます。
3. これらの保護には、様々な制限及び適用除外があります。
4. 投資家・国家間の紛争解決（ISDS）に関する詳細な仲裁条項を設けることにより、投資保護の「実効性」が確保されています。
5. バングラデシュが EPA に違反した場合には、EPA に基づく投資家・国家間の紛争解決制度を利用することができます。
6. EPA は、サプライチェーンの多角化に向けた日本政府の幅広い取組みや、日本企業によるバングラデシュへの継続的な投資とも整合するものです。

保護対象となる幅広い事業上の利益

保護対象となる投資家及び投資財産

新たな EPA は、「締約国の投資家」に保護を与えており、日本又はバングラデシュの個人及び法人が対象となります。この定義には、日本又はバングラデシュで適法に設立された企業が含まれます。

「投資」の定義は極めて広範であり、「投資家が直接又は間接に所有又は支配するあらゆる種類の資産」が含まれます。EPA には具体的に、一括請負建設契約及び商業契約に基づく権利、株式、ローン及び知的財産権に加え、天然資源の探査及び採掘に係る利権、免許及び許可など法律により付与される権利が含まれることが定められています。実際には、これは、バングラデシュで事業を行う日本の銀行、商社、建設会社、公益事業者、エネルギー事業者及びテクノロジー企業のいずれについても、その事業活動が EPA の保護対象となる可能性が高いことを意味します。

この種の投資協定では一般的ですが、EPA には「利益の否認」条項（第 9.17 条）が設けられています。同条項により、日本又はバングラデシュの企業は、それぞれ日本又はバングラデシュにおいて「実質的な事業活動」を行っていない第三国の者によって過半数を所有又は支配されている場合、EPA により付与される権利を享受することができません。利益の否認条項は、従前の BIT には規定されていません。このため、投資家は、自ら「実質的な事業活動」を行っているか否かを慎重に判断する必要があります。国際法に基づきこの要件を充足しているか否かを判断する際に考慮され得る要素には、投資家が本国に物理的な事務所を有しているか、又は本国で納税しているかなどが挙げられます。

時間的な適用範囲については、EPA に基づく投資保護は EPA の発効前及び発効後に行われた投資の双方に適用されます。

保護の内容

様々な権利の中で、EPA は、対象となる日本人投資家及び投資財産に関し、以下の主要な保護を定めています。

1. 内国民待遇（第 9.4 条）

   バングラデシュは、日本人投資家を「同様の状況にある自国の投資家」よりも不利に取り扱わない義務を負います。「同様の状況にある」の定義については、その待遇が正当な公共の福祉に関する目的に基づくものであるか否かによって判断されることが明確にされています。

2. 収用及び国有化からの保護（第 9.10 条）

   バングラデシュは、公共の目的のために、差別することなく適正な手続に従って、国が投資家に対して「迅速に十分な額の実効的な」補償を支払う場合を除き、投資財産を違法に収用又は国有化することはできません。EPA は、直接収用及び間接収用の双方からの保護を明示的に定めています。すなわち、投資家が投資財産に対する法的権原を保持している場合であっても、その投資財産の価値を失わせる措置は保護の対象となります。第 9.10 条第 2 項では、間接収用の有無を判断するための「個別事案ごとの事実に基づく検討」において考慮すべき要素の一部が列挙されています。

3. 公正かつ衡平な待遇（FET）（第 9.6 条）

   日本人投資家による投資は、バングラデシュから公正かつ衡平な待遇を受けなければなりません。これにより、差別的又は恣意的な取扱いや、投資家の正当な期待を侵害する政府の措置から保護されます。公正かつ衡平な待遇は「国際慣習法に従った」ものでなければならないため、他の投資保護協定の一部にみられる無条件の FET 条項とは異なる保護基準が適用されます。こうした条件があるものの、EPA に基づく公正かつ衡平な待遇による保護は、公正かつ衡平な待遇の基準を設けていなかった BIT よりも高い水準の保護を提供することになります。

4. 完全な保護及び保障（FPS）（第 9.6 条）

   バングラデシュは、日本人投資家の投資財産に対して、警察による安全確保など、少なくともバングラデシュ国民に提供されるものと同等の保護を提供しなければなりません。この保護についても、「国際慣習法」の基準が適用されることが明記されています。また、この保護は、内戦、革命その他の暴力的な混乱によって生じた損失に対する補償を受ける権利についても、対象となる投資家の平等な取扱いを確保することを目的とする「争乱からの保護」条項（第 9.11 条）によって、さらに強化されています。

5. 資金移転の自由（第 9.13 条）

   一定の制限はあるものの、対象となる日本人投資家は、自己の投資に関連する資本、利益、利息、ロイヤルティ、手数料、配当金その他のキャッシュフローを、バングラデシュ国内外へ自由に移転する権利を有します。これは、投資に係る補償及び損害賠償についてのみ自由な移転の権利を認めていた BIT よりも、高い水準の保護を提供するものといえます。

6. 最恵国待遇（第 9.5 条）

   EPA の対象となる日本人投資家は、他の国際協定及び条約に基づく保護を受けることができるバングラデシュ所在の第三国の外国投資家よりも不利でない待遇を受ける権利を有します。この保護は、他の条約に基づき権利を付与されている第三国の投資家と比較して「同様の状況にある」投資家に限定されます。EPA は、「同様の状況にある」の意味について追加的に定めており、「関連する待遇が、正当な公共の福祉に関する目的に基づいて投資家又は投資を区別するものであるか否かを含め、あらゆる状況を総合的に考慮して判断される」と規定しています。

   投資を検討している投資家は、多くの現代的な最恵国待遇条項と同様、EPA の最恵国待遇条項が、国際協定に基づく国際的な紛争解決手続又は制度などの手続上の権利を明示的に適用除外としている点に留意する必要があります。

執行可能な権利及び義務

EPA には、投資家が EPA に基づき付与された権利を国際仲裁を通じて執行することを可能とする投資家・国家間の紛争解決制度（ISDS）（第 9.18 条）について規定されています。具体的には、日本及びバングラデシュは、国際投資紛争解決センター（ICSID）の規則又は国際連合国際商取引法委員会規則（UNCITRAL 規則）に基づき、投資紛争を仲裁に付託することに合意しています。日本及びバングラデシュはいずれも、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（ニューヨーク条約）及び国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID 条約）の締約国です。このため、日本人投資家が EPA に基づきバングラデシュに対する仲裁で取得した仲裁判断は、該当する条約の締約国の領域内で執行することができます。実際には、これにより、世界 165 を超える法域で当該仲裁判断を執行することが可能となります。

投資家は、紛争解決条項により、仲裁を開始する前に、紛争当事者が紛争の商業的解決を試みることが義務付けられている点に留意する必要があります。また、EPA は、EPA に基づき仲裁手続を開始する投資家に対し、一定の期限及び通知要件を課しています。

BIT の存続条項

EPA 第 9.21 条及び BIT 第 14 条に基づき、EPA はその発効時に BIT に自動的に取って代わり、BIT は、その存続条項によって効力が維持される範囲を除き、EPA と並行して存続することはありません。BIT の存続条項（BIT 第 14 条第 3 項）には、関連する保護が BIT の終了日（すなわち、EPA 第 9.21 条に基づく EPA の発効日）から 15 年間継続することが規定されています。このため、同日より前に BIT に基づき行われた投資には、15 年間の経過期間中、BIT に基づく保護が引き続き適用される一方、同日以降に行われた投資には、EPA のみが適用されます。

2026 年 11 月現在、EPA は署名済みですが、発効はしていません。バングラデシュによる通知はなされておらず、日本でも国会の承認を得ていません。このため、BIT は引き続き完全な効力を有しており、15 年間の存続期間もいまだ開始されていないことから、現時点で何らかの違反が発生した場合には、現行の仲裁制度を含め、BIT に基づき対応することになります。

バングラデシュの広範な条約体制

バングラデシュは、英国、フランス、イタリア、カナダ、オランダ、中国、日本、マレーシア、アラブ首長国連邦、インド及びスイスとの条約を含め、執行可能な投資保護規定を定めた 30 を超える条約に署名しています。

さらに、香港で開催された「一帯一路サミット 2026」の期間中である 2026 年 9 月 9 日に、香港特別行政区もバングラデシュとの間で IPPA に署名しましたが、IPPA はまだ発効していません。

IPPA には、国際慣習法上の最低基準に沿った公正かつ衡平な待遇（FET）及び投資に対する完全な保護及び保障（第 3 条）、最恵国待遇（第 4 条）、資金移転の自由（第 7 条）、並びに収用からの保護（第 6 条）をはじめとする標準的な投資保護が定められています。

EPA と同様、IPPA には、投資家・国家間の紛争解決制度（ISDS）（第 8 条）が定められています。IPPA の場合、まず友好的な解決を図り、解決に至らない場合には、投資家の選択により、複数の正式な紛争解決手続を利用することができます。当該手続には、ICSID 条約に基づく調停又は仲裁、UNCITRAL 仲裁規則（又は両当事者が合意するその他の規則）に基づく仲裁、及び／又は ICSID 調停規則（又は両当事者が合意するその他の規則）に基づく仲介が含まれます。ただし、請求期間には一定の制限及び期限が設けられているため、紛争が生じた場合には、こうした制限及び期限について慎重に検討する必要があります。

香港は、バングラデシュに対する外国投資の第 7 位の投資元です。国連貿易開発会議（UNCTAD）[1]は、2026 年 4 月に公表した報告書において、「*数年にわたり外国為替圧力、世界的な危機及び国内の不確実性という厳しい状況が続いた後、2025 年にはバングラデシュへの対内直接投資（FDI）は 17 億 7,000 万米ドルに増加した*」と指摘しています。したがって、バングラデシュが日本及び香港特別行政区

[1] https://unctad.org/news/bangladesh-investment-reforms-offer-lessons-developing-economies-facing-tougher-fdi-climate

と投資協定を締結したことは、繊維からインフラに至るまで各種産業への外国投資を促進する取組みの一環とみることができます。

バングラデシュは、依然として政治的リスクが比較的高い法域であるとみられており、これまでに少なくとも 12 件の投資家・国家間仲裁の当事者となっています。投資協定により、少なくとも一定程度は、こうした政治的リスクを軽減できるでしょう。

追加情報

弊事務所では、取引の段階における投資協定を踏まえたストラクチャリングや、投資協定に違反した外国政府との紛争解決について、専門的なアドバイスを提供しています。本稿は概要にすぎず、法的助言を構成するものではありません。投資協定に基づき利用可能な保護についてさらに詳しい説明をご希望の場合は、以下に記載する担当者までお問い合わせください。



Peter Harris
Partner, Tokyo

peter.harris@cliffordchance.com
+81 3 6632 6635



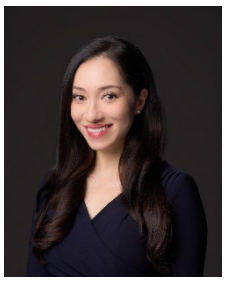
Elliot Luke
Partner, Perth

elliot.luke@cliffordchance.com
+61 892625525



Rose Cuenin
Associate, Perth

rose.cuenin@cliffordchance.com
+61 892625541



Dominique Yong
Counsel, Hong Kong

dominique.yong@cliffordchance.com
+852 28263563

This publication does not necessarily deal with every important topic or cover every aspect of the topics with which it deals. It is not designed to provide legal or other advice.

cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業

Clifford Chance (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

Palace Building, 3rd floor

1-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan

© Clifford Chance 2026

Abu Dhabi • Amsterdam • Barcelona • Beijing • Brussels • Bucharest** • Casablanca • Delhi • Dubai • Düsseldorf • Frankfurt • Hong Kong • Houston • Istanbul • London • Luxembourg • Madrid • Milan • Munich • Newcastle • New York • Paris • Perth • Prague** • Riyadh* • Rome • São Paulo • Shanghai • Singapore • Sydney • Tokyo • Warsaw • Washington, D.C.

*AS&H Clifford Chance, a joint venture entered into by Clifford Chance LLP.

**Clifford Chance has entered into association agreements with Clifford Chance Prague Association SRO in Prague and Clifford Chance Badea SPRL in Bucharest.



Mohsun Ali
Senior Associate, Tokyo

mohsun.ali@cliffordchance.com
+81 3 6632 6418



Hans Menski
Partner, Tokyo

hans.menski@cliffordchance.com
+81 3 6632 6669